

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）

（人事課）

一 趣旨

平成二十九年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当の特例を措置するための改正

二 内容

東日本大震災以外の原子力災害に対処するため、原子力発電所周辺区域で業務に従事する職員に対し、手当を支給

三 施行期日

公布の日